



つくばみらい市規則第20号

つくばみらい市児童手当事務取扱規則を次のように定める。

令和4年5月31日

つくばみらい市長

つくばみらい市児童手当事務取扱規則

つくばみらい市児童手当事務取扱規則（平成24年つくばみらい市規則第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）の支給等に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（記録及び管理をすべき情報）

第2条 市において記録し、及び管理すべき情報は、次のとおりとする。

- (1) 受給者に関する情報
- (2) 関係書類の返戻及び保留に関する情報
- (3) 受給資格調査員証の交付に関する情報
- (4) 父母指定者の管理に関する情報

（父母指定者指定届の処理等）

第3条 市長は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「施行規則」という。）第1条の3（施行規則第15条において準用する場合を含む。）の規定による届出があったときは、届出者に対して父母指定者指定届受領証を交付する。

（一般受給資格者に係る認定請求書の処理）

第4条 市長は、施行規則第1条の4第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。）の認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には様式第1号による認定通知書により、受給資格がないものと認めた場合には同様式による認定請求却下通知書により、請求者に通知するものとする。

2 前項の場合において、同居父母を認定したときは、当該同居父母以外に請求に係る児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母が住所を有する市町村（当該者が公務員（法第17条第1項に規定する公務員をいう。以下同じ。）である場合は、その所属庁）に対して、同居父母を認定する旨を連絡するとともに、様式第1号の2により通知すること（当該同居父母以外の者が同居父母と異なる市町村に住所を有する場合及び公務員として所属庁において児童手当等を受給している場合に限る。）。

（施設等受給資格者に係る認定請求書の処理）

第5条 市長は、施行規則第1条の4第3項の認定請求書（施設等受給資格者用）の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には様式第2号による認定通知書（施設等受給資格者用）により、受給資格がないものと認めた場合には同様式による認定請求却下通知書（施設等受給資格者用）により、請求者に通知するものとする。

（一般受給者に係る額改定認定請求書の処理）

第6条 市長は、施行規則第2条第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。）の額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、児童手当等の額を改定すべきと認めた場合には様式第3号による額改定通知書により、児童手当等の額を改定しないものと認めた場合には同様式による額改定請求却下通知書により、請求者に通知するものとする。

（一般受給者に係る額改定届の処理）

第7条 市長は、施行規則第3条第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。第10条において同じ。）の額改定届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には様式第3号による額改定通知書により届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合には当該届書を届出者に返送するものとする。

（施設等受給者に係る額改定認定請求書の処理）

第8条 市長は、施行規則第2条第3項の額改定認定請求書（施設等受給者用）の提出を受けたときは、その内容を審査し、児童手当等の額を改定すべきと認めた場合には様式第4号による額改定通知書（施設等受給者用）により、児童手当等の額を改定しないものと認めた場合には同様式による額改定請求却下通知書（施設等受給者用）により、請求者に通知するものとする。

（施設等受給者に係る額改定届の処理）

第9条 市長は、施行規則第3条第2項の額改定届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には様式第4号による額改定通知書（施設等受給者用）により届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合には当該届書を届出者に返送するものとする。

（職権に基づく額改定の処理）

第10条 市長は、施行規則第3条第1項の額改定届又は同条第2項の額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合であっても、公簿等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む同法第2条第8項に規定する特定個人情報の提供を受けることを含む。以下同じ。）によって児童手当等の額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、受給者が一般受給者の場合は様式第3号による額改定通知書により、受給者が施設等受給者の場合は様式第4号による額改定通知書（施設等受給者用）により、受給者に通知するものとする。

（一般受給者に係る現況届の処理）

第11条 市長は、施行規則第4条第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。）の現況届の提出を受けたとき、又は施行規則第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、次により処理するものとする。

(1) 当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めた場合には、様式第1号による認定通知書により、届出者又は受給者に通知すること。

(2) 当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書又は公簿等による確認をもって当該児童手当等の認定を取り消し、様式第5号による支給事由消滅通知書により、届出者又は受給者に通知すること。

（施設等受給者に係る現況届の処理）

第12条 市長は、施行規則第4条第3項の現況届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該児童手当の認定を取り消し、様式第6号による支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により、届出者に通知するものとする。

（受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅）

第13条 市長は、施行規則第7条第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の受給事由消滅届又は施行規則第7条第2項の受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、届出者が一般受給者の場合は様式第5号による支給事由消滅通知書により、届出者が施設等受給者の場合は様式第6号による支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により、届出者に通知するものとする。

2 市長は、施行規則第7条第1項の受給事由消滅届又は同条第2項の受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出がない場合であっても、公簿等によって支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該児童手当等の認定を取り消し、受給者が一般受給者の場合は様式第5号による支給事由消滅通知書により、受給者が施設等受給者の場合は様式第6号による支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により、受給者に通知するものとする。

3 市長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による転出届の届出があったとき（その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による付記がなされたときに限る。）は、前項の規定の例により処理するものとする。

（未支払請求書の処理）

第14条 市長は、施行規則第9条第1項（施行規則第15条において準用する場合を含む。）の未支払児童手当等請求書又は施行規則第9条第2項の未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 当該請求書の記載事項等により審査し、未支払の児童手当等を支給するものと決定したときは、一般受給資格者に係る請求の場合は様式第7号による未支払児童手当等支給決定通知書により、施設等受給資格者に係る請求の場合は様式第8号による未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給資格者用）により、請求者に通知すること。

(2) 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものと認めた場合には、一般受給資格者に係る請求の場合は様式第7号による未支払児童手当等請求却下通知書により、施設等受給資格者に係る請求の場合は様式第8号による未支払児童手当請求却下通知書(施設等受給資格者用)により、請求者に通知すること。

(寄附に係る事務処理)

第15条 受給資格者からの法第20条第1項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による寄附の申出は、支払期月(法第8条第4項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)に規定する支払期月をいう。以下同じ。)の前月10日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として寄附がされるものとする。

2 施行規則第12条の9第1項(施行規則第15条において準用する場合を含む。)の寄附の申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月に受給資格者に支給される児童手当等の額(法第21条第1項若しくは第2項又は第22条第1項(これらの規定を法附則第2条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等をされる額を控除した額)のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が受給資格者に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 前項に定める寄附が行われたときは、市長は、様式第9号による児童手当等に係る寄附受領証明書を受給資格者に送付するものとする。

4 受給資格者が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

第16条 受給資格者からの法第21条第1項又は第2項の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月の前月10日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 施行規則第12条の10第1項(施行規則第15条において準用する場合を含む。)の学校給食費等の徴収等に関する申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月に支給される児童手当等の額(法第20条第1項の規定に基づく寄附金額又は法第22条第1項の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この項において同じ。)のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、受給資格者に対しては、児童手当等の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 前項に定める徴収等が行われたときは、市長は、様式第10号による学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書により、受給資格者に通知するものとする。

4 受給資格者が、申出書の内容を変更し、又は申出書を撤回しようとする場合の申出は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

(児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第17条 市長は、法第22条第1項の規定に基づく児童手当等からの保育料の徴収（以下この条において「特別徴収」という。）をするときは、様式第11号による保育料特別徴収通知書により、特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

2 前項の規定により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、様式第11号による保育料特別徴収通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

3 特別徴収の額は、各支払期月に支給される児童手当等の額（法第20条第1項の規定に基づく寄附金額又は法第21条第1項若しくは第2項の規定に基づき徴収等をされる額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この項において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当等の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

（支払）

第18条 児童手当等の支払日は、支払期月の10日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 市長は、児童手当等の支払を行う場合には、一般受給者にあつては様式第12号、施設等受給者にあつては様式第13号による児童手当等支払通知書により、受給者に通知するものとする。

3 児童手当等の支払は、受給者の請求に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

（支払の一時差止め等）

第19条 市長は、法第10条（法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当等の額の全部若しくは一部を支給しないこととしたとき、又は法第11条（同項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当等の支払を一時差し止めることとしたときは、様式第14号による支払差止通知書により、受給者に通知するものとする。

（処分の取消し）

第20条 市長は、児童手当等の支給についての認定、児童手当等の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあつたときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとし、当該取消しを行ったときは、文書をもって請求者又は受給者に通知するものとする。

（その他）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則は、令和4年6月以後の月分の児童手当等の支給等に関する事務処理について適用し、同年5月以前の月分の児童手当等の支給等に関する事務処理については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条、第11条関係）

児童手当 認定 通知書
 特例給付 認定請求却下

第 年 月 日 号

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで請求のありました 児童手当 については、
 特例給付

とおり認定 しましたので通知します。
 次の 理由で請求を却下

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内につくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者はつくばみらい市長となります。）提起することができます。

認 定 に 関 す る 事 項	
1 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上小学校修了前) 人
	(中学生) 人
	計 人
2 区分	児童手当
	特例給付
3 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上小学校修了前) 円
	(中学生) 円
	計 円
4 支給開始年月	年 月から
5 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下の理由 ()	
備考	

様式第1号の2(第4条関係)

児童手当・特例給付における同居父母に係る認定について(通知)

様

つくばみらい市長



平成27年12月18日府子本第435号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、「児童手当法」(昭和46年法律第73号)第4条第4項の規定が適用されることにより同条第1項第1号に掲げる者として支給要件に該当する者として認定した者について、次のとおり情報提供いたします。

整理番号	受給者			配偶者			受給者と同居している児童			備考		
	氏名	性別	児童との続柄	生年月日	住所	氏名	生年月日	住所	氏名		生年月日	
		男・女		・			・					
		男・女		・			・					
		男・女		・			・					
		男・女		・			・					

児童手当 認定 通知書（施設等受給資格者用）
認定請求却下

第 年 月 号
日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで請求のありました児童手当については、
とおり認定
次 の 理由で請求を却下 しましたので通知します。

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内につくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者はつくばみらい市長となります。）提起することができます。

認 定 に 関 す る 事 項							
1 支給対象児童数	<table border="1"> <tr><td>(3歳未満)</td><td>人</td></tr> <tr><td>(3歳以上)</td><td>人</td></tr> <tr><td>計</td><td>人</td></tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人
(3歳未満)	人						
(3歳以上)	人						
計	人						
2 手当月額	<table border="1"> <tr><td>(3歳未満)</td><td>円</td></tr> <tr><td>(3歳以上)</td><td>円</td></tr> <tr><td>計</td><td>円</td></tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	計	円
(3歳未満)	円						
(3歳以上)	円						
計	円						
3 支給開始年月	年 月から						
4 支給対象児童の氏名及び生年月日							
5 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由							
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項							
却下の理由 ()							
備考							

児童手当 額 改 定 通知書
 特例給付 改定請求却下

第 年 月 日

様

つくばみらい市長 印

児童手当 請求、届出
 の額の改定については により、次のとおり
 特例給付 職 権

改定 しましたので通知します。
 却下

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)はこの通知を受けた日(上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内につくばみらい市を被告として(訴訟においてつくばみらい市を代表する者はつくばみらい市長となります。)提起することができます。

額 改 定 に 関 す る 事 項									
1 改定後の支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(3歳未満)</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上小学校修了前)	人								
(中学生)	人								
計	人								
2 区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">児童手当</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特例給付</td> <td></td> </tr> </table>	児童手当		特例給付					
児童手当									
特例給付									
3 改定後の手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(3歳未満)</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上小学校修了前)	円								
(中学生)	円								
計	円								
4 改定年月	年 月 から								
5 改定(増・減額)の理由	()								
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項									
却下の理由 ()									
備考									

児童手当 額 改 定 通知書（施設等受給者用）
改定請求却下

第 年 月 号 日

様

つくばみらい市長



児童手当の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり
職 権

改定 しましたので通知します。
却下

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内につくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者はつくばみらい市長となります。）提起することができます。

額 改 定 に 関 す る 事 項							
1 改定後の支給対象児童数	<table border="1"> <tr> <td>（3歳未満）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table>	（3歳未満）	人	（3歳以上）	人	計	人
（3歳未満）	人						
（3歳以上）	人						
計	人						
2 改定後の手当月額	<table border="1"> <tr> <td>（3歳未満）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	（3歳未満）	円	（3歳以上）	円	計	円
（3歳未満）	円						
（3歳以上）	円						
計	円						
3 改定年月	年 月から						
4 増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由							
5 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由							
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項							
却下の理由	()						
備考							

様式第5号（第11条、第13条関係）

児童手当

支給事由消滅通知書

特例給付

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



児童手当

次のとおり の支給事由が消滅しましたので通知します。

特例給付

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内につくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者はつくばみらい市長となります。）提起することができます。

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

様式第6号（第12条、第13条関係）

児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長

印

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内につくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者はつくばみらい市長となります。）提起することができます。

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

様式第7号（第14条関係）

児童手当 支給決定
未支払 通知書
特例給付 請求却下

第 年 月 日 号

様

つくばみらい市長 印

児童手当
年 月 日付けで請求のありました未支払 の支給
特例給付

支給することに決定
については、次のとおり しましたので通知します。
請 求 を 却 下

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内につくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者はつくばみらい市長となります。）提起することができます。

支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

支給決定
未支払児童手当 通知書 (施設等受給者用)
請求却下

第 年 月 号 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで請求のありました未支払児童手当の支給
支給することに決定

については、次のとおり しましたので通知します。

請 求 を 却 下

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)はこの通知を受けた日(上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して 6 箇月以内につくばみらい市を被告として(訴訟においてつくばみらい市を代表する者はつくばみらい市長となります。)提起することができます。

児童の氏名	住 所	支払の内容		却下の理由
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月分から 年 月分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		

合計 _____ 円

児童手当
に係る寄附受領証明書
特例給付

住所（法人の主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等）

金 円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、 年 月 日に支払われた児童手当等のうち、上記の額を、同法第22条の2第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

つくばみらい市長



※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

- 注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。
- 注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

様式第10号（第16条関係）

児童手当

に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

特例給付

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

つくばみらい市長

印

児童手当法第22条の3第1項又は第2項の規定に基づく申出のあった費用
児童手当
について、次のとおり から徴収する（支払う）ことといたします
特例給付
ので通知します。

徴収（支払）の内容

児童の氏名	児童手当等から徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考

保育料特別徴収通知書

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

つくばみらい市長



児童手当法第 2 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、保育料の特別徴収額を次のとおり決定 (変更) したので通知します。

1 対象児童

児童の氏名

2 徴収内容

児童手当等支払期月	特別徴収する保育料の額	摘要
年 月分	円 (月分保育料)	
年 月分	円 (月分保育料)	
年 月分	円 (月分保育料)	
年 月分	円 (月分保育料)	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、つくばみらい市長に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、つくばみらい市を被告として (訴訟においてつくばみらい市を代表する者は、つくばみらい市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

児童手当
支払通知書
特例給付

第 年 月 号 日

様

つくばみらい市長



児童手当

の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り

特例給付

込みましたので通知します。

なお、児童手当法第22条の3第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び児童手当法第22条の4第1項の規定に基づき、保育料について児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払日	年 月 日

児童手当支払通知書（施設等受給者用）

第 年 月 号 日

様

つくばみらい市長



児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

合計 _____ 円

支払日 年 月 日

様式第14号（第19条関係）

児童手当
支払差止通知書
特例給付

第 年 月 号
日

様

つくばみらい市長



児童手当
次のとおり の支払を差し止めましたので通知します。
特例給付

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内につくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者はつくばみらい市長となります。）提起することができます。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

